

令和8年度 三田市予防接種事業計画（三田市定期予防接種/乳幼児①）（案）

	予防接種名		対象年齢	標準的な 接種期間等	回数	間隔	実施時期	方式	予定対象者数	その他
乳 幼 児	小児 肺炎球菌		生後2月から60月に至るまでの間にある者	生後2月～6月に接種 開始	初回： 3回 追加： 1回	初回：生後12月までに27日以上の間隔をおく。 追加：生後12月から15月を標準的期間とし、 生後12月以降、初回接種終了後60日以上の間 隔をおく。 ただし、初回2回目及び3回目の接種は24月に 至るまでに行う。2回目の接種が12月を超えた 場合は3回目は行わない（追加接種は可能）。	通 年	個別	1827人	接種の開始 時期により、接種回 数が変わるので注意す る。
				（接種開始が遅れた場合） 生後7月～11月に接種開始：初回2回・追加1回（間隔は標準どおり、2回目は標準的 には13月（最大24月に至る）までに行う。追加接種は可能。） 生後12月～23月に接種開始：60日以上の間隔で2回 生後24月以降に接種開始：1回						
	B型肝炎		生後1歳に至るまでの間にある者	生後2月に接種開始（生 後2か月、3か月、7-8 か月）	3回	27日以上の間隔で2回、初回接種から139日 以上経過した後に1回			1296人	
	BCG		生後1歳に至るまでの間にある者	生後5月に達した時 から生後8月に達する までの期間	1回				432人	
	5種混合	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間 にある者		3回	生後2月から生後7月に至るまでに開始し、4週 間（医師が認めた場合には3週間）から8週間まで の間隔を置いて3回 ※接種開始齢によって、接種回数は不変			1296人	
		1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間 にある者で、1期初回3回終了後、6月以上 の間隔をおく		1回	1期初回3回終了後6月～13月の間隔をおく			531人	
	ロタウイルス	1価 ロタリック ス	生後6週から24週まで	初回接種は生後14週6 日までに	2回	4週以上あけて2回			432人	
		5価 ロタテック	生後6週から32週まで		3回	4週以上あけて3回			648人	
	単独不活化 ポリオ	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間 にある者	生後2月に達した時 から生後12月に達する までの期間	3回	20日以上、標準的には56日までの間隔をおく			2人	4種混合・5 種混合の接 種者は不 要。
		1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間 にある者で、1期初回3回終了後、6月以上 の間隔をおく	1期初回3回終了後、 12月に達した時 から18月に達する までの期 間	1回					

令和8年度 三田市予防接種事業計画（三田市定期予防接種/乳幼児 ②）（案）

	予防接種名		対象年齢	標準的な 接種期間等	回数	間隔	実施時期	方式	予定対象者数	その他	
乳 幼 児	麻しん風しん混合 (麻しん単独) (風しん単独)	1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間に ある者		1 回		通 年	個別	623人		
		2 期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学 の始期に達する日の1年前の日から当該始 期に達する日の前日までの間にある者（い わゆる年長児、R2年4月2日生まれ～R3年 4月1日生まれ）		1 回		R8.4.1～ R9.3.31		913人		
	水痘		生後12月から生後36月に至るまでの間に ある者	生後12月～15月に接 種開始	2回	1回目終了後、3か月以上、標準的には6か月～ 1 2か月までの間隔をおく	通年		1062人		
	日本脳炎	1 期初回	生後6月から生後9 0月に至るまでの間に ある者	3歳に達した時から4 歳に達するまでの期間	2回	6日以上、標準的には2 8日までの間隔をおく			1911人		
		1 期追加	生後6月から生後9 0月に至るまでの間に ある者で、1 期初回2回終了後6か月以上の 間隔をおく	4歳に達した時から5 歳に達するまでの期間	1 回	初回2回目終了後、6か月以上、標準的にはおお むね 1 年の間隔をおく					
	ヒブ(Hib)		生後2月から60月に至るまでの間にある者	生後2月～6月に接種開始	初回： 3回 追加： 1回	初回：接種間隔は27日[医師が必要と認めるときは20 日]以上、標準的には56日までの間隔をおく 追加：初回終了後7月以上、標準的には13月までの間 隔をおく ただし、初回接種は生後12月に至るまでに行い、それ を超えた場合は行わない。この場合、追加接種は可能 だが、初回接種終了後27日[医師が必要と認めるときは 20日]以上の間隔をおいて1回行う。	80人	接種の開始 時期によ り、接種回 数が変わる ので注意す る。 5種混合接 種者は不 要。			
				(接種開始が遅れた場合) 生後7月～11月に接種開始：初回2回・追加1回(間隔は上記のとおり) 生後12月以降に接種開始：1 回							

※長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、定期予防接種の機会を逸した者は、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年間に限り接種できる。ただし、4種混合・5種混合ワクチンは15歳、BCGは4歳、ヒブは10歳、小児用肺炎球菌は6歳を上限とする。（事前申請、医師の意見書が原則必要）

※4種混合について、現行の接種対象年齢が生後3月以上だが、令和5年4月1日より生後2月以上に拡大。令和7年度をもって販売終了し、令和8年4月1日から定期接種から外れる。

※令和6年4月1日から、5種混合が定期予防接種化となる。ヒブ・4種混合で開始した人は、ヒブ・3種混合・ポリオまたは5種混合での接種も可。5種混合の2種類のワクチン(ゴビーックとクイントバック)について交互接種は原則不可。

※令和6年4月1日から、小児肺炎球菌ワクチンの15価が定期予防接種化となる。令和6年1 0月1日から、小児肺炎球菌の20価が定期予防接種となる。それに伴い1 3価が定期接種外となる。13価から15価、13価から2 0価への変更は可、15価から2 0価への変更は原則不可。

令和8年度 三田市予防接種事業計画（三田市定期予防接種/児童・生徒）(案)

	予防接種名		対象年齢	標準的な 接種期間等	回数	間隔	実施時期	方式	予定対象者数	その他
児 童 ・ 生 徒	二種混合	2期	11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から 12歳に達するまでの期 間	1回		通 年	個別	968人	
	日本脳炎	2期	9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10 歳に達するまでの期間	1回				878人	
	ヒトパピローマ ウイルス ワクチン (HPV：子宮頸がん予防) 9価		小学6年生～ 高校1年生相当の女性	15歳の誕生日前日まで に1回目接種	2回	9価：商品名 シルガード9 標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2 回行った後、初回1回目の接種から6月の間隔を おいて1回行う。ただし、当該方法がとれない場 合は、1月以上の間隔をおいて2回接種した後、 2回目の接種から少なくとも3月以上の間隔をお いて1回行う。			1189人	2価、4価 からの9価 への交互接 種について は、医師と の相談のう え、実施可 能。
				15歳の誕生日前日以降 に1回目接種	3回					

※日本脳炎は年齢により特例措置あり。
【附則第5条】平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳までの間、不足回数分を接種できる。
※HPVは平成25年6月14日から、積極的勧奨は差し控えていたが、令和3年11月26日付の厚生労働省通知により差し控えは廃止。
令和4年度より通常の対象者に加え、差し控えにより接種の機会を逃した平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれに対してもキャッチアップ接種を行っており、令和7年3月31日で期間終了予定であったが、令和6年夏以降の需要の拡大によりワクチン不足で接種できない人がいたため、延長の経過措置の実施が決定する。平成9年4月2日生まれから平成21年4月1日生まれの女性で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種している方に限り、令和8年3月31日まで期間延長となる。令和7年2月に勧奨はがき送付。令和8年3月31日をもって終了。
※HPVの9価について、令和5年4月1日から定期予防接種化となる。キャッチアップも9価接種可、2価、4価からの9価への交互接種については、医師との相談のうえ、実施しても差し支えないこととする。令和8年4月1日から2価、4価は定期接種から外れる。

令和8年度 三田市予防接種事業計画（三田市定期予防接種/妊婦）(案)

	予防接種名	対象年齢	標準的な 接種期間等	回数	間隔	実施時期	方式	予定対象者数	その他
妊婦	アブリスボ	妊娠週数28週から37週に至るまでの妊婦	妊娠週数28週から37週に至るまでの妊婦	1回		通年	個別	490人	

※妊婦への能動免疫による新生児及び乳児におけるRSウイルスを原因とする下気道疾患の予防を目的とし、令和8年4月1日より定期接種化予定。

令和8年度 三田市予防接種事業計画（三田市定期予防接種/成人）（案）

予防接種名		対象年齢	ワクチン名	回数	接種間隔/接種量等	実施時期	方式	予定対象者数	その他
成人 （B類疾病）	高齢者肺炎球菌（20価）	①65歳以上（接種日当日） ②60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能の自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 （上記の疾患で身体障害者手帳1級をお持ちの人及び1級相当の人）	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン「プレナー20」	1	0.5ml / 筋肉内注射	通年	個別	540人	接種歴のある者は定期対象外
	带状疱疹	R8.4.1～R9.3.31の間に、以下の①②のいずれかに該当する人 ①65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人 ②60歳以上65歳未満であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 （上記の疾患で身体障害者手帳1級をお持ちの人及び1級相当の人）	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」	1	0.5ml / 皮下注射			540人	接種歴のある者は定期対象外
			乾燥組み換え带状疱疹ワクチン「シグマリックス」	2	2か月以上の間隔をあけて2回接種 各0.5ml / 筋肉内注射			1,256人	
	高齢者インフルエンザ	①65歳以上（接種日当日） ②60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能の自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 （上記の疾患で身体障害者手帳1級をお持ちの人及び1級相当の人）	標準量インフルエンザHAワクチン	1	0.5ml / 皮下注射	R8.10.1～ R9.1.31（予定）		11,181人	75歳以上はいずれかのワクチンを1回
			高用量インフルエンザHAワクチン	1	0.7ml / 筋肉内注射 ※75歳以上のみ対象			3,579人	
	新型コロナウイルス感染症		新型コロナワクチン	1	製剤により異なる			3,790人	
成人 （A類疾病）	風しん第5期 （風しんの追加的対策事業）	S37(1962).4.2～S54(1979).4.1生まれの男性であって、R6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市長が認める者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合（MRワクチン）又は乾燥弱毒生風しん（R）ワクチン	1	0.5ml / 皮下注射	～R9.3/31		20人	R7年度以降に抗体検査を受けた者は除く

※高齢者肺炎球菌は、三田市独自の制度としてH22.4.1より任意接種助成を行っていたが、H26.10.1より定期接種へ移行した。5歳刻み節目年齢を対象とし、H30年で一巡、R1より未接種者対象に再度1巡し、R6より65歳のみに変更。

※带状疱疹は、R6年度に50歳以上のすべての人を対象に任意接種助成（接種1回につき4,000円）を実施した。また、定期化に伴い、R7年度は対象を接種日に50歳以上かつR8.3.31時点で60歳以下の人として実施した。

R7より定期化のため、5歳刻み節目年齢を対象に今後R11までに一巡する。R12以降は65歳のみが対象となる見込み。